

経 済 要 録

国 内

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は1月29日、公定歩合を0.5%引下げることと決定し、30日から実施した。その内容は以下のとおり。

日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	4.5	5.0
その他のものを担保とする貸付利子歩合	4.75	5.25

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の引下げ

日本銀行は2月5日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度をⅠのとおり変更し、61年2月24日より実施することを決定するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおりとすることを決定した。

なお、福祉年金の受給者から受入れる定期預金または定期貯金については、Ⅲのとおり、上記Ⅰの金利の最高限度の適用除外とすることを決定した。

Ⅰ 金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度

(下線部分は今回改訂、カッコ内は引下げ幅)

1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回の最高限度

期間の定めがある預金(期間

3か月以上の定期預金、据置 年5.25%(0.5%)

貯金および定期積金をいう。)

当座預金

無利息

納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。)

年1.75%(0.5%)

その他の預金

年1.25%(0.5%)

2. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)に係る利率の最高限度は、上記1.および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年5.25%(0.5%)とする。

3. 実施日

昭和61年2月24日

ただし、昭和61年2月23日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る。)については、昭和61年3月23日までは、なお従前の例による。

Ⅱ 昭和61年2月24日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(下線部分は今回改訂、カッコ内は引下げ幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの 年3.0%以下(0.5%)

期間6か月のもの 年4.25%以下(0.5%)

期間1年のもの 年5.0%以下(0.5%)

期間2年のもの 年5.25%以下(0.5%)

ただし、

- イ. 期間2年のものの1年
を経過した日に行われる 年4.25%以下(0.5%)
中間利払の利率
- ロ. 期限前払戻の場合の預入期間中の利率
- (イ) 預入期間が6か月未満 当該払戻が行われる日の
の場合 普通預金の利率以下
- (ロ) 預入期間が6か月以上 年3.5%以下(0.5%)
1年未満の場合
- (ハ) 預入期間が1年以上1 年4.0%以下(0.5%)
年6か月未満の場合
- (ニ) 預入期間が1年6か月 年4.75%以下(0.5%)
以上の場合
- ハ. 期限後利率
- (イ) 現払の場合(他預金へ 当該現払が行われる日の
の振替を含む) 普通預金の利率以下
- (ロ) 定期預金または据置貯 継続預入後の定期預金ま
金に継続書替の場合 たは据置貯金の当該継続
書替が行われる日の利率
- 据置貯金 定期預金の利率に準ずる
定期預金 年2.9%以下(0.5%)
- ただし、期限前払戻の場 当該払戻が行われる日の
合の預入期間中の利回 普通預金の利率以下
- (2) 当座預金 無利息
- (3) 納税準備預金(納税貯蓄 年1.75%以下(0.5%)
組合預金を含む)
- ただし、納税目的以外の 普通預金の利率以下
事由により払出のあった
場合の、その払出の属す
る利息計算期間中の利率
- (4) その他の預金
- 普通預金および普通貯金 年1.0%以下(0.5%)
- 通知預金 年1.25%以下(0.5%)
- ただし、据置期間中に払 当該払戻が行われる日の
戻のあった場合の預入期 普通預金の利率以下
間中の利率
- 別段預金およびその他の雑 年1.0%以下(0.5%)
預金
2. 信用金庫等の特例
- 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、
農業協同組合連合会、水産業協同組合および塩業組合の
預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の
2.により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用
することができるものについては、さしあたり上記1.の

利率ならびに利回に、定期預金、据置貯金および定期積
金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通
貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金につい
ては年0.25%を加えたものとするができる。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわ
らず、期間3か月以上6か月未満のものについては年
3.5%以下(0.5%)、期間6か月以上のものについては年
4.5%以下(0.5%)とする。

4. 経過措置

上記1.、2.および3.にかかわらず、昭和61年2月23日
までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間
の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他
の預金のうち通知預金については、昭和61年3月23日ま
では、なお従前の例による。

Ⅲ. 福祉年金等の受給者に対する定期預金金利の金利限 度適用除外について

金融機関が、61年2月24日以降別に定められる日から
1年間を経過する日の前日までの間、福祉年金等の受給
者から1人につき100万円の範囲内で受入れる期間1年
の定期預金または定期貯金の金利については、臨時金利
調整法に基づき定められている金利の最高限度を適用し
ない。

◇「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」等に ついて

大蔵省は、1月31日、衆参両院予算委員会に対し、「財
政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、「財政の中
期展望(昭和60～64年度)」および「中期的な財政事情の
仮定計算例」を提出した。

1. 「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」

これは、「1980年代経済社会の展望と指針」(58年8月
閣議決定)の中で示された65年度までに特例公債依存体
質からの脱却と公債依存度の引下げに努めるという財政
改革の努力目標を達成するための中期的な財政運営の在
り方について、基本的考え方を示したものであり、その
骨子は、次のとおり。

- (1) 現在の財政構造は依然として極めて厳しい状況にあ
り、このような状況下で財政改革を着実に進めていく
ため、歳出・歳入両面で最大限の努力を傾けること。
- (2) 歳出面においては、行財政の守備範囲の見直し等により歳出項目全般にわたる節減合理化にさらに積極的に取り組むことを通じて、引き続き全体としての規模

の抑制を図ること。

(3) また、国と地方を通ずる財政改革を進めるため、地方公共団体においても、国と同一の基調により歳出を極力抑制するよう要請すること。

(4) 歳入面においては、必要な公共支出の確保は、国民の負担により裏付けられるべきであるとの基本的認識の下に、公平、適正な租税負担の在り方について幅広い角度から検討を行うこと。

(5) 国民負担率の水準の中長期的な方向については、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努めること。

(6) 国債の円滑な償還・借換えのため、短期の借換債の発行および借換債の年度越え前倒し発行を活用するとともに、償還財源の充実に資するために国債整理基金特別会計に帰属させた日本電信電話株式会社等の株式の適切な売却に努めること。

特例公債の償還方法については、当面、四条公債と同様の方法によることとし、今後の財政事情の中で、できるだけ早期償還に努めること。

(7) 国民総生産に対する公債残高の比率を、極力低くとどめるよう努めること。

2. 「財政の中期展望」

これは中期的な視点に立った財政運営を進めていく上での手掛りとして、上記「基本的考え方」の背景となる中期的な財政事情の展望を示したものであり、その内容は次のとおり。

財政の中期展望(昭和60年度～昭和64年度)

(単位：億円、かっこ内は前年度比・%)

		60年度	61年度	62年度	63年度	64年度
歳	1. 国債費	(11.7) 102,241	(10.7) 113,195	(23.0) 139,200	(4.5) 145,400	(3.6) 150,700
	2. 地方交付税	(9.0) 96,901	(5.1) 101,850	(6.0) 108,000	(7.8) 116,400	(7.8) 125,500
	3. 一般歳出	(△ 0.0) 325,854	(△ 0.0) 325,842	(3.8) 338,300	(4.2) 352,400	(6.8) 376,500
				(5.4) 〔343,400〕	(5.7) 〔363,000〕	(8.4) 〔393,400〕
	経常部門	(1.2) 249,513	(1.1) 252,141	(4.6) 263,800	(5.0) 277,100	(8.4) 300,300
				(6.2) 〔267,800〕	(6.6) 〔285,400〕	(10.0) 〔313,800〕
投資部門	(△ 3.7) 76,341	(△ 3.5) 73,701	(1.1) 74,500	(1.1) 75,300	(1.2) 76,200	
計	(3.7) 524,996	(3.0) 540,886	(8.2) 585,500	(4.9) 614,200	(6.3) 652,700	
			(9.2) 〔590,600〕	(5.8) 〔624,800〕	(7.2) 〔669,600〕	
入	1. 税 収	(11.4) 385,500	(5.2) 405,600	(6.3) 431,200	(7.2) 462,000	(7.2) 495,000
	2. 税外・その他収入	(△ 32.3) 22,696	(13.8) 25,826	(△ 8.6) 23,600	(6.5) 25,100	(6.5) 26,700
	3. 公債金収入	116,800	109,460	96,400	83,300	70,200
				特例公債	57,300	52,460
	四条公債	59,500	57,000	57,000	57,000	57,000
計	(3.7) 524,996	(3.0) 540,886	(1.9) 551,200	(3.5) 570,400	(3.8) 591,900	
要調整額 (歳出－歳入)		—	—	34,300 〔39,400〕	43,800 〔54,400〕	60,800 〔77,700〕
経常部門		—	—	33,200 〔37,200〕	42,000 〔50,300〕	58,500 〔72,000〕
投資部門		—	—	1,100 〔2,200〕	1,800 〔4,100〕	2,300 〔5,700〕

- (注) 1. 国債費……62年度以降定率繰入実施
 2. 地方交付税……国税三税の32%相当額(名目成長率6.5%×弾性値1.2)
 3. 一般歳出……61年度予算における制度・施策を前提(64年度は、補助率等を法令上の本則によって算出。63年度までと同様として推計を行った場合は約366,000億円)
 4. 税 収……名目成長率6.5%×弾性値1.1
 5. 公債金収入……特例公債は62年度以降毎年度13,100億円ずつ均等に減額
 四条公債は61年度と同額
 6. ()……新規施策等に充てるための予備枠を含む計数

3. 「中期的な財政事情の仮定計算例」

これは中期的な財政運営を考えていくに当たっての参考として、一定の仮定の下に61年度予算の計数を踏ま

え、等率、等差等の機械的手法により65年度までの財政収支の状況を試みに計算したものであり、その内容は次のとおり。

中期的な財政事情の仮定計算例の要約

(単位：億円、%)

		60年度	61年度	62年度	63年度	64年度	65年度	
歳	1. 国債費	(11.7) 102,241	(10.7) 113,195	(23.0) 139,200	(4.5) 145,400	(3.6) 150,700	(1.8) 153,400	
	2. 地方交付税	(9.0) 96,901	(5.1) 101,850	(6.0) 108,000	(7.8) 116,400	(7.8) 125,500	(7.8) 135,200	
	3. 一般歳出	5%			(5.0) 342,100	(5.0) 359,200	(5.0) 377,200	(5.0) 396,100
		3%	(△ 0.0) 325,854	(△ 0.0) 325,842	(3.0) 335,600	(3.0) 345,700	(3.0) 356,100	(3.0) 366,700
0%				(0.0) 325,800	(0.0) 325,800	(0.0) 325,800	(0.0) 325,800	
出	計	5%		(9.0) 589,300	(5.4) 621,000	(5.2) 653,400	(4.8) 684,700	
		3%	(3.7) 524,996	(3.0) 540,886	(7.7) 582,800	(4.2) 607,500	(4.1) 632,300	(3.6) 655,300
		0%			(5.9) 573,000	(2.5) 587,600	(2.5) 602,000	(2.1) 614,400

歳	1. 税収	(11.4) 385,500	(5.2) 405,600	(6.3) 431,200	(7.2) 462,000	(7.2) 495,000	(7.2) 530,400
	2. 税外その他収入	(△ 32.3) 22,696	(13.8) 25,826	(△ 8.6) 23,600	(6.5) 25,100	(6.5) 26,700	(6.5) 28,500
	3. 公債金収入	116,800	109,460	96,400	83,300	70,200	57,000
		特例公債	57,300	52,460	39,400	26,300	13,200
入	四条公債	59,500	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
	計	(3.7) 524,996	(3.0) 540,886	(1.9) 551,200	(3.5) 570,400	(3.8) 591,900	(4.1) 615,900

要調整額 (歳出-歳入)	5%			38,100	50,600	61,500	68,800
	3%	—	—	31,600	37,100	40,400	39,400
	0%			21,800	17,200	10,100	△ 1,500

(参考1)

総公債発行額(含借換債)	206,400	224,400	243,300	213,900	227,200	241,700
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(参考2)

(単位：兆円)

公債残高(年度末)	134.6	143.2	151.1	157.7	162.8	166.3
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(前提) 国債費……62年度以降定率繰入実施
 地方交付税……国税三税の32%相当額(名目成長率6.5%×弾性値1.2)
 税収……名目成長率6.5%×弾性値1.1
 特例公債……62年度以降毎年度13,100億円ずつ均等に減額

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行および長期信用銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、固定金利型については1月27日以降新規貸付分から、変動金利型については1月20日以降新規貸付分からそれぞれ実施した(固定金利分1月17日発表、変動金利分1月10日発表)。

住宅ローン金利(固定金利型)

(単位・年%)

		変更後	変更前
都	銀・地	7.50	7.68
長	銀・信託	7.50	7.74

住宅ローン金利(変動金利型)

(単位・年%)

		変更後	変更前
都	銀・地銀・信託	7.2	7.5

◇事業債の応募者利回り引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し2月債から実施した(2月10日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.3	6.4
	発行価格(円)	99.75	98.75
	応募者利回(%)	6.336	6.586
10年もの	表面利率(%)	6.3	6.8
	発行価格(円)	100.00	99.50
	応募者利回(%)	6.300	6.884

◇長期国債等の応募者利回り引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、2月債より実施した(長期国債は2月4日、政府保証債、公募地方債は2月10日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.0	6.1
	発行価格(円)	100.00	99.00
	応募者利回(%)	6.000	6.262
政府保証債	表面利率(%)	6.1	6.2
	発行価格(円)	99.50	98.50
	応募者利回(%)	6.180	6.446
公募地方債	表面利率(%)	6.1	6.2
	発行価格(円)	99.50	98.50
	応募者利回(%)	6.180	6.446

◇割引国債の応募者利回り引下げ

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、2月債から実施した(2月4日決定)。

割引国債の発行条件

		変更後	変更前
発行価格(円)		75.25	74.00
応募者利回(%)		5.851	6.207